

旧	新
<p style="text-align: center;">焼津市建設業退職金共済証紙の事務取扱要領</p> <p>1 趣旨 この要領は、焼津市が発注する建設工事に係る建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の共済証紙（以下「証紙」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 証紙の購入 (1)～(2) 略 (3) 元請負者は、契約締結時に購入した証紙に不足を生じた場合は、直ちに(1)前段の例により必要枚数を算出し、追加して購入するものとする。 <u>ただし、他の工事で購入した証紙が余っている場合においては、当該証紙を使用することができるものとする。</u></p> <p>5 証紙購入状況の確認 (1) 工事発注課の課長（以下「発注担当課長」という。）は、対象工事の請負契約を締結した場合は、元請負者に対して、4の規定により購入した証紙の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を提出させるものとする。設備工事の請負契約にあつては、据付工事費に係る内訳書を併せて提出させるものとする。 (2) 略</p> <p>6 収納書の提出方法及び提出時期 (1) 元請負者は、工事請負契約締結時に、収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（第1号様式。以下「報告書」という。）を発注担当課長に提出するものとする。ただし、4(1)のただし書きの規定により証紙の必要枚数を算出し、<u>た場合においては</u>、報告書の提出を省</p>	<p style="text-align: center;">焼津市建設業退職金共済証紙の事務取扱要領</p> <p>1 趣旨 この要領は、焼津市が発注する建設工事に係る建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の共済証紙（<u>電子申請方式による退職金ポイントを含む。</u>以下「証紙」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 証紙の購入 (1)～(2) 略 (3) 元請負者は、契約締結時に購入した証紙に不足を生じた場合は、直ちに(1)前段の例により必要枚数を算出し、追加して購入するものとする。 <u>(4) 元請負者並びに下請負者は、他の工事で購入した証紙で、適正に履行し、なお使用しなかった証紙がある場合は、対象工事に係る証紙の購入に代えて、当該証紙（以下「購入済証紙（未使用証紙）」という。）を使用することができるものとする。</u></p> <p>5 証紙購入状況の確認 (1) 工事発注課の課長（以下「発注担当課長」という。）は、対象工事の請負契約を締結した場合は、元請負者に対して、4の規定により購入した証紙の発注者用掛金収納書（<u>電子申請方式による場合を含む。</u>以下「収納書」という。）を提出させるものとする。設備工事の請負契約にあつては、据付工事費に係る内訳書を併せて提出させるものとする。 (2) 略</p> <p>6 収納書の提出方法及び提出時期 (1) 元請負者は、工事請負契約締結時に、収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（第1号様式。以下「報告書」という。）を発注担当課長に提出するものとする。ただし、4(1)のただし書きの規定により証紙の必要枚数を算出し、<u>購入済証紙（未使用証紙）を使用し</u></p>

旧

略し、収納書のみを提出することができるものとする。

(2) 元請負者は、収納書を提出することができない場合又は契約締結時に提出できない事情があると認められる場合は、その旨を記載した報告書を契約締結時に発注担当課長に提出するものとする。

(3) 略

7 建設工事完成時の取扱い

元請負者は、完成届出書に合わせて建設業退職金共済証紙受払簿を発注担当課長に提出するものとする。

8 以下略

別表

工事種別	証紙購入金額	備考
土木工事	請負代金額の1000分の2.1に相当する額	
建築工事	請負代金額の1000分の1.5に相当する額	
設備工事	据付工事費の1000分の1.5に相当する額	据付工事費は、請負代金額から主な機器費を差引いた額

※工事種別は、「建設工事受注動態統計調査記入の手引き（国土交通省）」の分類に準ずる。

新

ない場合に限り、報告書の提出を省略し、収納書のみを提出することができるものとする。

(2) 元請負者は、自社並びに下請負予定者に退職金制度がある場合等で証紙を使用しない場合又は契約締結時に収納書を提出できない事情があると認められる場合は、その旨を記載した報告書を契約締結時に発注担当課長に提出するものとする。

(3) 略

(4) 元請負者は、4 (4)の規定により購入済証紙（未使用証紙）を使用した場合にあっては、共済証紙受払簿（建退共様式第 030 号）の写しを報告書に添付して発注担当課長に提出するものとする。

7 建設工事完成時の取扱い

元請負者は、完成届出書に合わせて建設業退職金共済証紙受払簿 (第 2 号様式) を発注担当課長に提出するものとする。

8 以下略

別表

工事種別	証紙購入金額	備考
土木工事	請負代金額の1000分の2.1に相当する額	
建築工事	請負代金額の1000分の1.5に相当する額	
設備工事	据付工事費の1000分の1.5に相当する額	据付工事費は、請負代金額から主な機器費を差引いた額

※工事種別は、建設業退職金共済事業本部が示すもので、「建設工事受注動態統計調査記入の手引き（国土交通省）」の分類に準ずる。

旧

第1号様式

年 月 日

(宛先)
焼津市長

請負者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

建設業退職金共済証紙購入状況報告書

建設業退職金共済証紙の購入について、次のとおり報告します。(該当番号に○をつける)

工事名		契約年月日	年 月 日
-----	--	-------	-------

1 共済証紙を購入したので掛金収納書を提出します。(いずれかにレ点をつける)

建退共制度の対象労働者数×就労予定日数×掛金日額 購入額
()人 × ()日 × 320円

掛金率により購入 ()円

2 掛金収納書を提出することができません。(いずれかにレ点をつける)

中小企業退職金共済制度に加入しているため
添付書類：中小企業退職金共済制度に加入している証となる証書等の写し

その他の退職金共済制度に加入しているため
添付書類：他の退職金共済制度に加入している証となる証書等の写し

自社に退職金制度があるため
添付書類：自社の退職金制度約款等の写し

3 契約締結時に提出できません。*契約後1か月以内に掛金収納書を提出すること理由()

新

第1号様式

年 月 日

(宛先)
焼津市長

請負者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

建設業退職金共済証紙購入状況報告書

建設業退職金共済証紙の購入について、次のとおり報告します。

工事名		契約年月日	年 月 日
契約金額(税抜)	_____円	共済証紙購入額(A)	_____円

共済証紙購入額の考え方(レ点をつける)

1.建退共制度の対象労働者数×就労予定日数×掛金日額
()人 × ()日 × 320円 = 購入額(A)

2.掛金率により購入(該当する工事種別にレ点をつける)

共済証紙購入枚数(B)

(1)土木工事：請負代金額 × 2.1/1000 } ÷ 320円 = ()枚
 (2)建築工事：請負代金額 × 1.5/1000 }
 (3)設備工事：据付工事費 × 1.5/1000 } (小数点以下切上げ)

*請負代金額及び据付工事費は、消費税及び地方消費税抜き

共済証紙購入枚数(B) × 掛金日額
()枚 × 320円 = 購入額(A)

共済証紙の購入状況について、該当番号に○をつけること。

1 共済証紙を購入したので掛金収納書を提出します。(購入済証紙(未使用証紙)を使用しない場合)

2 購入済証紙(未使用証紙)を本工事で使用します。
添付書類：共済証紙受払簿(建退共様式第030号)の写し
*新たに購入した証紙も使用する場合、購入した分の掛金収納書を掛金収納書(発注官庁等用)貼付欄に貼付すること。

(2を選択した場合は証紙の内訳を記載すること)

旧

新

掛金収納書
(発注官庁等用)
貼付欄

①労働者数には下請けも含みます。
②掛金率で購入した場合は、この報告書を省略し、掛金収納書のみを提出することができます。

新たに証紙を購入した額	円 (枚×320円)
未使用証紙を使用する額	円 (枚×320円)
合計 ((A)と一致)	円 (枚×320円)

- 3 掛金収納書を提出しません。(元請負者並びに下請負予定者について、いずれかにレ点をつける)
- 中小企業退職金共済制度に加入しているため
添付書類：中小企業退職金共済制度に加入している証となる証書等の写し
 - その他の退職金共済制度に加入しているため
添付書類：他の退職金共済制度に加入している証となる証書等の写し
 - 自社に退職金制度があるため
添付書類：自社の退職金制度約款等の写し

- 4 契約締結時に掛金収納書を提出できません。
*契約後1か月以内(電子申請方式の場合は40日以内)に掛金収納書を提出すること。
理由()

掛金収納書
(発注官庁等用)
貼付欄

①労働者数には下請けも含みます。
②掛金率で購入した場合は、この報告書を省略し、掛金収納書のみを提出することができます。(購入済証紙(未使用証紙)を使用しない場合に限りです。)

